

令和 7 年第 4 回(12 月)町議会定例会提出議案の概要

○議案第 53 号 宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

〔子育て支援課〕

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の実施にあたり、国が定める基準を踏まえ町における当該事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定するもの。

○議案第 54 号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔福祉課〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の条例で定める事務の追加に伴い、所要の改正を行うもの。

○議案第 55 号 宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔上下水道課〕

災害その他非常時において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置等及び排水設備等の工事を行うことができるよう所要の改正を行うもの。

○議案第 56 号 財産の取得について

〔学校教育課〕

学校給食共同調理場創設時から設置している連続式小型電気フライヤー及び食油濾過機を更新するための財産取得につき、「株式会社アイホー」から 1,168 万 2 千円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。取得財産の概要は、キャタピラコンベヤ式の連続式小型電気フライヤー及び食油濾過機、各 1 台。

○議案第 57 号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

〔建設環境課〕

城南衛生管理組合が構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを、組合の共同処理する事務に追加し、組合規約第 3 条に規定する組合の共同処理する事務に「組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務」を追加するべく組合規約を変更することについて、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。